



Title	貧困・低所得家族の教育戦略の現実から何が見えるか : 教育社会学の課題
Author(s)	青木, 紀; Aoki, Osamu
Citation	北海道大学大学院教育学研究科紀要, 97, 105-126
Issue Date	2005-12-20
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.97.105
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/14684
Type	departmental bulletin paper
File Information	2005-97-105.pdf



貧困・低所得家族の教育戦略の 現実から何が見えるか

— 教育社会学の課題 —

青木 紀*

What Can We See through the Realities of Educational Strategies among Low Income Families?: A Fundamental Subject in the Sociology of Education

Osamu AOKI

【要旨】「小さな政府」が目指されようとしているわが国で生起してきているのは、これまではあまり社会問題としては取り扱われてこなかった「格差社会」「二極化社会」形成の現実である。この事実は教育社会学でも取り上げられてきている。しかし、教育費負担をめぐる不平等については、まだ正面切って議論されているとはいえない。そのことはまた、わが国の学校教育費をめぐる私費負担の割合は OECD 諸国の中でもとりわけ高いことに気づきつつも、その理由をめぐる分析はほとんどなされていないことと重なり合っている。本稿では、家族の「教育戦略」の根幹でもある教育費調達に焦点を当て、とくに貧困・低所得家族を対象に分析する。そこから浮き彫りになってくるのは、日本の教育費負担における「家族主義」の強固な存在である。このことを議論の俎上に載せることが、今後の教育社会学の大きな課題である。

【キーワード】 貧困・低所得, 不平等, 教育費負担, 家族主義, 教育社会学

はじめに

本稿は、第57回日本教育社会学会課題研究I「育児・教育戦略から問う家族と現代社会」(放送大学, 2005年9月)における、筆者の報告「階層再生産と家族の教育戦略——貧困・低所得家族の現実から何が見えるか」をまとめたものである。

「小さな政府」を目指す政権が圧倒的な大差で勝利した中で、さらに危惧されてくるのは、「教育と家族」の関係に焦点を当てて問題の動向を予測するとき、これまで以上に「個人」「家族責任」の強化がいわれ、家族資源の格差がますます大きくなり、さらにはそれらが、子どもや若者の生活基盤の分化と不安定化、そして意識にまで悪影響を及ぼしていくことへの懸念である¹⁾。

実際、このことは、研究動向を概観する限りでも、かつては「教育ママ」「教育する家族」「家

* 北海道大学大学院教育学研究科教育臨床講座教授(教育福祉研究グループ)

族（家庭教育力）の総力戦²という言葉で表現されていたことが、今や「非教育ママ」³の存在が指摘され、子どもたちの間でインセンティブ・デバインドが表れ、それが「意欲格差社会」⁴の到来として、さらには「希望格差社会」⁵の形成として警告されているように、実にキャッチーな表現の登場そのこと自体に端的に示されている。

このような状況にあって、貧困・低所得家族の現実に関する研究、とくに「家族資本」のうちの「経済資本」に関連する親たちの教育費の用意や準備行為に焦点を当てたとき、一体どんなことが教育社会学の課題として浮かびあがってくるのか。ここでは、その点について論じていくことにする。

1 社会階層と子ども・親の生活に見る諸特徴

(1) 社会階層と家族生活から見た共通性と差異

家庭が経済的に困難だったからといって、そのことが子どもたちのすべての側面に影響するわけではないことは、「私は貧困の中に育ったけど……」という表現の裏側によく示されている。そして、そのような信条がまた、「ガンバリズム」の精神や「ハードワーク」という言葉と相まって、学歴や人生の成功・不成功に関連した個人責任言説を依然として強力で補完してきている。どこまで意識しているかいないかは別にして、それは、いわゆる自由競争、市場経済を信条とする新自由主義イデオロギーと、あるいは民営化、規制緩和、成果主義などのスローガンとリンクしながら、社会のあり方を「見える形」であるいは「見えない形」で支えるものとなっている。もちろん、だから日本人はたとえば「連帯の精神」が不足しているかといえば、単純にはそういえない。だが、家族間の資源の不平等が「社会問題」として意識されることはなお弱い。

しかし、すでに多くの研究が明らかにし、さまざまな統計やアンケート調査結果などからも示されているように、また「格差社会」というテーマでNHK テレビが特別討論番組を放送したように⁶、すでに一般にさまざまな社会の亀裂が見え始めている。とくに世代間の関連に視点を据えれば、P.ブルデューのいうような、家族の経済的・文化的・社会的資本の格差の影響は⁷、さまざまな形を取って次世代へと連繫し、階層再生産へと帰結してっていると推測される。

ここではまず、以上のような現局面の社会状況を意識しながら、さしあたって北海道を対象に2001年に行ったアンケート調査結果⁸から、現代家族はどんな特徴を持ち、その中で親や子どもはどんな共通した行動や意識をみせ、またそれは、さまざまな階層によって（あるいは見る視点によって）どんな差異をみせているか、これらを簡単に確認しておきたい。

すでに公表されたデータを集めて作った表1を見ると、親の職業、年取、家族形態の差異にもかわらず、それに応じた形で違いがはっきりと見えない項目があることに気づく。すなわち、どのクロス項目の組み合わせから見てもあまり大きな差異はない、共通した特徴と捉えられるのは、「テレビゲームを持っているかどうか」「教育費に負担を感じるかどうか」「家族ぐるみのつきあいはあるかどうか」「先生との関係はどうか」などの設問項目に対する回答などである。しかし、「パソコンを持っているか」「塾に通っているか、あるいは家庭教師を雇っているか」「子どもが何をしているか知っているか」「PTA活動に参加しているか」では、どのクロス項目の組み合わせ（見るポイント）から見ると、かなりの違いがあるのが読みとれる。

この場合、アンケート調査という手法にも限定されている影響も考慮しなければならないが、

表1 子どもの生活と社会階層（親調査、北海道、2001年）（単位：％）

	回答者数	住居形態	子どもの生活と親子関係			教育		家族と学校と地域社会				
		(持ち家)	テレビゲームを「持っている」	パソコンは「家にない」	子どもが何を「あまり・ほとんど知らない」	塾（家庭教師）に通っている「頼んでいない」(中学2年のみ)	教育費の負担は大変「かなり大変」	他の家族とみるか「ほとんどない」	PTA活動に参加しているか「ほとんど参加していない」	学校の先生とよく話すか「よく話さず方」	地域の先場によく話す友人はいるか「あまりいない」	地域・職場によく話す友人はいるか「あまりいない」
全体	1023	64.2	83.6	54.2	23.2	34.9	34.3	32.5	33.8	22.0		
小学2年	265	57.4	78.7	61.0	17.6	24.7	33.5	39.6	40.6	21.9		
小学5年	260	65.6	85.5	58.8	24.9	34.6	30.5	30.8	34.5	26.5		
中学2年	480	67.2	85.3	47.8	21.9	40.6	37.0	29.5	29.5	25.9		
自営業	144	83.3	83.2	49.7	18.9	46.0	33.1	35.3	33.8	35.5	23.2	
公務員・団体職員	150	70.0	87.2	36.9	23.7	40.0	29.7	37.2	17.6	33.1	24.3	
民間企業勤務	478	65.8	84.4	51.4	19.4	48.4	35.1	31.5	26.1	34.1	23.2	
臨時・パート	55	20.0	81.8	79.6	30.9	11.1	37.3	30.2	53.8	37.7	20.8	
その他	87	50.0	83.7	74.7	33.4	18.1	41.0	41.9	53.5	33.7	29.1	
無職	19	21.1	57.9	84.2	47.3	25.0	42.1	42.1	73.7	42.1	63.1	
～200万円	72	22.2	83.3	79.2	43.1	22.2	46.3	36.6	65.7	31.0	28.2	
～300万円	85	44.7	79.0	80.0	22.9	25.4	46.3	37.0	48.8	41.5	31.7	
～400万円	147	61.2	82.8	68.5	19.2	23.9	32.1	36.2	43.3	36.0	24.8	
～500万円	164	67.9	84.6	58.9	22.8	40.0	37.9	33.1	21.3	35.6	18.7	
～700万円	218	75.1	85.2	40.6	19.9	49.1	36.4	28.2	21.1	38.2	22.8	
～1000万円	109	75.2	90.8	25.0	19.8	49.2	26.9	36.4	17.0	39.6	21.5	
1000万円～	53	87.5	84.9	21.9	15.4	65.6	35.8	16.1	13.3	38.7	25.8	
父母+子	655	60.7	85.1	52.4	21.3	43.1	34.3	34.5	29.4	34.6	23.8	
父母+子+祖父母	195	94.7	80.0	45.5	20.1	42.0	39.3	34.9	21.7	40.2	25.4	
父+子	5	40.0	80.0	60.0	60.0	—	20.0	20.0	100.0	20.0	40.0	
父+子+祖父母	17	76.5	82.4	76.5	35.3	20.0	26.7	52.9	70.6	23.5	64.7	
母+子	90	13.6	80.7	75.0	37.1	23.2	34.9	32.2	61.2	28.7	27.9	
母+子+祖父母	23	81.0	78.7	65.2	31.8	54.6	36.8	36.4	47.6	19.0	22.7	
その他	19	84.2	88.9	63.2	15.8	50.0	29.4	15.8	31.6	26.3	15.8	

注) 小西祐馬「調査報告：子どもの生活と社会階層」『教育福祉研究』10-(2)号, 2004年, より作成。

それを差し引いて考えても、まず全体として「家族ぐるみのつきあい」というレベルにおいて差異が大きくないことは、「家族資源」の大小にかかわらず、「孤立した家族」の存在が浮き彫りにされているとも見ることができる。もちろん、この一点だけで判断するには危険もあろう。しかし、この「孤立した家族」ということは、ここで問題にしている「子どもを持つ家族」だけでなく、「高齢者世帯の近所づきあい」をめぐる国際比較調査⁹などを見ると、日本はわれわれが考えている以上に、「孤立」した社会になっていることからしても、ほぼ間違いのないと思われる。

その中で注目しておきたいのは、たとえば過去のわれわれの調査¹⁰では、はっきりと「不利な家族が不利な関係を学校と持っていた」ことは明らかな傾向として見えていた。だが今回の調査では、「先生との関係」を見る限り、階層間での大きな差異は見られない。つまり、学校側の努力がこの数字の限りでは表れている結果だとも推測できそうである。しかし、「PTA活動への参加」「地域社会・職場での友人の有無」を見ると、明らかに「無職」「低所得家族」（400万円未満）「単親家族」などの疎外状態が表れている。さらに子どもに対するコントロールの「弱さ」などもうかがうことができる¹¹。

(2) 貧困・低所得階層の子どもの生活と意識

では、とくに「経済的な不利」あるいは「社会的な不利」を負った家族の子どもたちの生活と意識はどんな影響を受けているのか。この点は、いくぶん本題からずれるような問題と思われるかもしれないが、すでに見たように、子どもが所有する「モノ」でも種類によっては階層によって相当な違いがあるし、親子関係にも差が見られる以上、それらがまた、子どもの進学意識にも何らかの影響を与えているかもしれないと予測すると、これもまた捨象しない方がいいと考えたからである。

先のアンケート調査（前掲表1）と並行して行われた「子ども調査」を分析した研究¹²によれば、子どもたちに直接たずねた「あなたはあなたの家の収入や職業に悩みや不安を感じているか」という設問¹³に対する回答を基準にして、いくつかの項目内容をクロスさせてみると（表示はしないが）、もっとも注目されるのは、「感じている」と回答した生徒の方がさまざまな心配や不安を感じている比率が確実に高い傾向を見せている点である。具体的には、小学5年と中学2年を対象に、学校生活に関わる不安や悩み（たとえば「授業や成績のこと」「友人との関係」「先生との関係」など）、また家庭生活に関わる悩みや不安（たとえば「家族で一緒に楽しむことがない」「家が狭い」「親が自分のことをわかってくれない」「父母のいうことが違う」「家の中の争いごと」など）の「ある」「ない」を聞いた結果、上記の「感じている」「感じていない」では、すべての点で「感じている」とした生徒の方が「ある」が高い比率で出てきたのである。さらに、「家の中の争いごと」では、平均でも小学校5年生で21.6%、中学校2年生で18.9%が「ある」と出てきたことは、これをそのまま受けとめれば、およそ5家族に1家族は「問題」を抱えていることになる。もちろん、このことが学校での心配ごととどう関連し合っているかは数字以上には何もいえない。だが、それらが「孤立した家族」の中で起きている（かもしれない）ことはやはり気になる。とはいえ本稿の視点からすれば、問題は、このようなことがどの段階で、どのように子どもたちの進路や進学意識に影響を持ってくるかである。

その点でいうと、問題を含んでいるともいえようが、次の表2の結果も見ておく必要はあるだろう。すなわち、一般に大都市ほど子どもたちの勉強意欲の分化は早期に始まると推測されるが、ここで調査対象にしたのは、北海道という地域の小学校5年生と中学校2年生であり、加えて非常に早い時期（5月）にアンケート調査を実施したこともあり、「進学希望」を聞いた限りでは、「家の収入や職業に悩みを感じているかどうか」では差は見られなかった。この時期、中学生ではまだ進路を決めていくことが迫られる前段階にあり、無回答の大きさもそのことを示すが、それ以上に、ここでは漠然とした「希望」であれ、そんなに差がないという数字をと

表2 「家の収入や職業に悩みを感じているか」と進学希望のクロス（2001年、北海道）

（単位：％）

	中学卒業 後進学し ない	高校まで	専門学校・ 短大まで	4年生大 学まで	不明	合計	実数
感じている（小5）	3.0	24.0	31.0	20.0	22.0	100.0	100
感じていない（小5）	2.3	32.9	20.6	15.7	28.5	100.0	471
感じている（中2）	1.4	26.3	34.1	19.4	18.9	100.0	217
感じていない（中2）	0.3	28.0	24.8	23.4	23.4	100.0	624

注）北海道民生委員児童委員連盟「子どもの生活状況に関するアンケート調査」（2001年、5月実施）より作成。

りあえずそのまま受けとめておきたい。

むろん、これが高校段階になれば、すでに入学試験によって「輪切り」された後でもあり、進学・進路意識の分化は明確になっているはずであり、その実証については必要ないともいえる。ただ参考に、2001年にやはり道内の4高校対象に行われた調査研究¹⁴で見ておくと、「経済的なこと」だけでなく、「父親の職業」（「経済資本」だけでなく「文化資本」の差異も示唆する）にも大きく影響され、彼・彼女たち高校生の目標学歴などが分化してきているのがはっきりと読みとれるし、それらが家庭学習への取り組み、アルバイトの有無などへも反映していることがわかる。また、さらにいえば、家庭における悩みや不安を聞いた設問での回答は、偏差値の低い高校で、目標学歴も低いほど、また父親の職業も安定していないほど、「親に大切にされていない」「家の居心地が良くない」と回答する比率が高いのは、先の「子ども調査」と連続性があることを示唆している。

以下は、このような子どもたちの生活や意識の分化が進行する状況の中で、親たちがどのように「わが子」のために教育費を調達し、「わが子」への教育期待・教育要求に対応しているのか。その過程で、いかなる気持ちを持つことを余儀なくされているのか。これまでの調査と公表されているデータなど、また現在進行中の「福祉資金貸付制度の効果と課題に関する研究」（厚生労働省科学研究費・政策科学推進研究事業）などから分析していく。

2 階層的家族の再生産戦略と貧困母子世帯（生活保護受給母子世帯）の現実

(1) 貧困・低所得母子世帯の世代再生産と教育期待

一般に母子世帯の年間収入は低い。実際、全国規模の母子及び寡婦世帯実態調査¹⁵では、2002年の母子世帯平均年収は212万円、これは一般世帯（「国民生活基礎調査」同年）の589.3万円の36.0%である。ここで、もう少し高くなっているはずと考えられる、末子年齢が高校生である母子世帯の平均年収をとっても、わずか267万円にすぎない。同様な状況は、北海道における調査¹⁶でも明らかであり、2003年調査で、200万円未満55.3%、200～300万円未満32.2%、300～500万円9.5%、500万円以上3.1%であった。さらに、うち「生活保護を利用したことがある」は離婚母子世帯では36.6%であった。以上のような現実、離別か死別か、あるいは母親の学歴、雇用形態及び職種などによって違いがあるものの、「両親のそろった家族」が社会の規範的存在であるという認識、そしてそのことを基礎に作られている法制度や慣行など、また就労賃金や子どもの養育などにおけるジェンダー差別、これらの社会的不利の中での余儀なくされてくる帰結でもある。

だがここで、ここまでのいくつかの母子世帯や一人暮らし高齢者などの調査研究¹⁷の経験から触れておきたいのは、このような結果に至るプロセスは、どこでも似ているということである。すなわち、たとえば離婚母子世帯で生活保護受給を余儀なくされているような場合、ここでは家族形成過程における親世代からのさまざまな「不利」の移転、具体的には「実家の職業」の不安定な歴史の影響、本人たちの「20歳までの経験」を聞いたときに表面化してくる実親の夫婦としての関係の破綻や不安定さ（離婚、行方不明、死亡など）、あるいは家庭内暴力の存在とその影響、そして彼女たちが結婚したときの挙式の有無に見る「結婚式は挙げなかった」という回答の多さ、さらにその結婚はいわゆる「同類婚」である場合が圧倒的に多いこと、離婚時においても、夫の実家はおろか自分の実家からの援助も「なかった」場合が少なくないこと

など、人生の重要な時期における社会的不利が彼女たちの人生に直接・間接にあまりに大きな影響を与えてきている。その結果として現在の生活がある。つまり、容易なことでは、歴史的な規定性の不利は修正できないでいる。そしてそれは、彼女たちの親である「一人暮らし高齢世帯」の側からも推測できる¹⁸。

実際の例を示せば、表3は1999年に行った調査結果¹⁹から作成し、家族の再生産の「場」における結婚と子どもの教育場面を中心にまとめたものである。ここからは、①学歴も全体として相当に低く、高校中退もかなり含んでおり、それほど学歴の違わない「同類婚」が支配的である。②「結婚式を挙げたか」では、27事例のうちのほぼ半分の13事例が「挙げていない」という現実がある。その意味では、親世代からする子育ての最終戦略にも一般的に「成功」しているとはいいがたく、娘・息子たちの人生の門出も「不利」を背負った出発となっている。③年収は常勤で資格のある職業（看護職、介護職、事務職など）を除いては、不安定な低賃金雇用のパートが多く、結果として低い収入となっている。その中で、教育費負担などの感想では、「貯金できない」「保険をかけられない」などという現実の声があり、意識面では「大変だ」と感じている場合が多く、他方ではわずかだが「貯めている」「保険をかけている」「親の援助で」という「やりくり」や「援助」も見られる。⑤結果として、すでに20歳を越えるような次世代の

表3 離婚母子世帯における世代的再生産と子どもの教育（1999年、道内A市）

No.	本人年齢	本人最終学歴	元夫最終学歴	結婚式を挙げたか	子どもの数	年収概算	教育費に関する負担意識など	子どもに対する教育期待など
1	34	高卒	高校中退	挙げた	2 (6)	180	貯金できない	最低、高校まで
2	35	中卒	不明	挙げた	2 (12)	204	学資保険入れない	せめて高校まで
3	36	高卒	高校中退	なかった	2 (14)	100-200		最低、高校まで
4	36	高校中退	中卒	なかった	3 (13)	200-300	(不登校)	高校は出てほしい
5	37	高卒	中卒	挙げた	2 (12)	200-300		大学まで(専門関係)
6	39	中卒	不明	挙げた	4 (20)	200-300	(不登校) 貯金できない	高校は出てほしい
7	39	高校中退	不明	なかった	2 (16)	228	お金大変	高卒後できれば資格とって
8	40	高卒	中卒	挙げた	3 (20)	300-	大変だ	とりあえず高校まで
9	40	専門学校	高卒	なかった	4 (20)	207	(不登校)	高校までは出したい、それ以上は無理
10	41	高卒	中卒	なかった	1 (14)	100-200	(いじめ)	高校はどんなことをしても
11	48	中卒	高卒	挙げた	2 (20)	100-200		(高卒後は専門学校へ)
12	49	高卒	高卒	なかった	6 (28)	200-300		高校までは
13	52	中卒	中卒	なかった	2 (32)	100-200	児童手当貯めている	高校か、それ以上は
14	30	中卒	中卒	なかった	1 (9)	100-200	感じている	高校までで
15	47	高卒	高卒	挙げた	3 (23)	300	大学などとても	高校までで、あきらめてもらった
16	30	専門学校	高卒	挙げた	1 (5)	100-200	感じていない(保険かけている)	本人の気持ち、行きたければ大学まで
17	31	高卒	高卒	なかった	1 (7)	200-300	学資保険かけた	高校、希望すれば専門学校
18	31	中卒	高卒	なかった	1 (11)	200-300	今は(感じてい)ない	最低、高校、後は本人次第
19	39	専門学校	高卒	挙げた	2 (20)	500-700	感じている	自立できる学業をつけさせたい
20	39	高卒	高校中退	挙げた	2 (15)	300-500	進学資金心配	大学まで
21	40	高卒	高卒	挙げた	1 (14)	300-		大学、専門学校まで
22	41	中卒	中卒	なかった	4 (20)	100-200	上の学校は借金しない限り無理	絶対高校まで
23	42	中卒	高校中退	未婚	1 (9)	100-200	それはない	高校まで
24	42	高卒	中卒	なかった	2 (16)	300-500	感じている	希望するところまで(保険金解約しても)
25	45	中卒	中卒	挙げた	2 (20)	100-200	借りてでもと思って	大学へと思ったか子どもが仕事を決めてきた
26	46	短大卒	高卒	挙げた	2 (19)	300-500	親の援助で	大学まで
27	48	高卒	中卒	なかった	4 (25)	100-200	感じている	高校中退した

注1) 世帯番号1～13までは当時生活保護受給していた世帯。14、15はかつて受給していた世帯。16～27はそれ以外の世帯。

2) 年収概算の単独数字は、聞き取りによる調査者側の再計算によるもの。それ以外は質問紙の選択肢に○印をつけたもの。

3) 結婚式を挙げたかどうかは1回目のそれで判断している。

4) 子どもの数の()内の数字は長子の年齢を示している。

5) 1999年、道内A市における「社会福祉調査実習」の結果を整理したもの。なおこの他、拙稿「調査ノート：貧困の世代的再生産の構造(1)」『教育福祉研究』第6号、2000年、参照。

「子どもたち」のかなりの部分にも高校中退などを含みつつ、一般的に生活保護受給層からは「せめて高校は」「最低でも高校」「高校はどんなことをしてでも出したい」「それ以上は無理」といった声が聞かれる。しかし他方では、「大学まで」「希望するところまで（保険金解約してでも）」などという動きも見られる。また、親が期待し、「大学へと思ったが子どもが仕事を決めてきてしまった」という「抑制」の例もある。

ここからは、多くの親が子どもの大学進学を望み、中には大学院まで丸抱えの親なども存在する一方で、少なからぬ親たちが、現実の経済的困難を背景に「せめて高校を」といい、大学に進むことを本人も希望し、親も希望していたとしても、子ども自らが別の道を「自主的」に歩む場合もおそらく少なくないことが想像される。

(2) 世代再生産（教育と結婚）の準備と意識 — 教育費負担の現実を踏まえて —

ところで、しばしば統計的に表示される「家計調査年報」を使った「家計の消費支出に占める教育関係費の推移」を見ると²⁰、近年ではおよそ5～7%で推移している。ちなみに2004年は7.0%である。しかし、これはあくまで全世帯の平均であり、しかも授業料、教科書・学習参考書などの「教育費」と学校給食、学校制服、通学定期代などの「教育関係費」だけの割合である。

問題は、いうまでもなく、子どもを抱えた世帯において、実際子どもの教育に関連してどれほどの額が支出され、それが家計にどれくらいに負担になっているかである。そこで、次に文部科学省の「子どもの学習費調査」（平成14年度）を見ると、「学習費総額」（学校教育費・学校給食費・学校外活動費）では、幼稚園公立232,952円、私立519,038円、小学校公立29,278円、中学校公立437,418円、私立1,231,719円、高校（全日制）公立528,195円、私立1,030,569円となっている。また大学生（大学学部・昼間部、平成14年度）では、同じく文部科学省の「学生生活調査報告」によれば、国立1,589,900円、私立2,145,300円（但し、自宅通学と下宿などの平均値）となっている。ここでは、先に見た母子世帯の年収と比較すると、大学生1人当たりの「学生の学費・生活費」は、ほぼそれに等しいことに留意しておきたい。しかも、このような「学生の学費・世活費」のうち、およそ7割が家庭からの「給付」が占めているのである（文部科学省「学生生活調査報告」）。ここに、日本の高等教育における「家族依存的性格」は端的に見て取れる。

では、具体的に、子どもの教育費が家計にどれほどを占めているのか。図1は、いわゆる「国の教育ローン」として国民金融公庫を利用した世帯の回答から作成されたもので、「世帯の年収に対する在学費用」を見たものである。借入れした世帯の子どもの在学先は、高校18.2%、専修・各種学校24.4%、短大6.1%、大学48.9%などであり、必ずしも大学など高等教育に限定されていないが、「小学校以上に在学中の子ども全員にかかる在学費用」の世帯年収に対する割合は、200万円以上400万円未満では57.2%、900万円以上では23.9%というように、大きな負担度の差がある。とくに、低所得層の「大変さ」は直視しておかねばならない。先にも言及したような、年収が200～300万台に集中する母子世帯にとって、いかに「やりくり」が大変かは十分想像できる。それが、「不利が不利を呼ぶような」、また「蓄えることができない」（できなかった）ような、生活史の諸条件に規定された帰結でもあり、また後に見るように、このような不利を補完すべき「奨学金制度」が不十分なことをも考慮すれば、貧困・低所得世帯にとって、子どもの進学希望をかなえることが、まさに「構造的」にも困難であることが理解さ

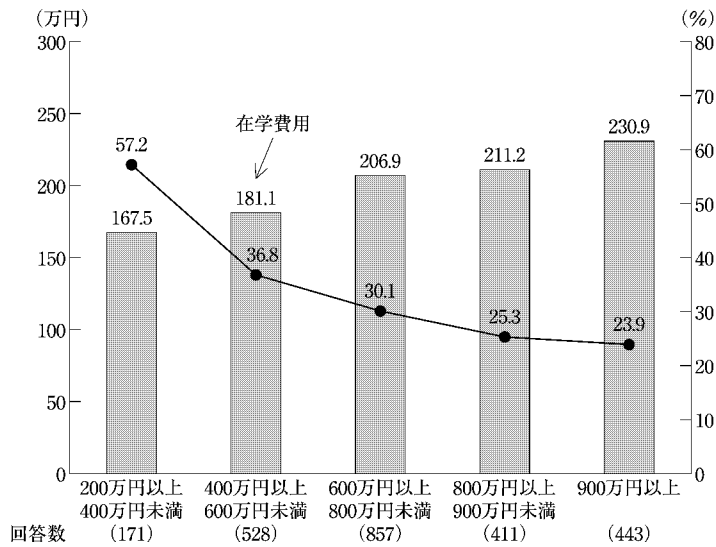


図1 世帯の年収に対する在学費用の割合（右目盛り）

注1) 小学校以上に在学中の子供全員にかかる在学費用と、その年収に対する割合である。

2) 国民生活金融公庫総合研究所『家計における教育費負担の実態調査』（平成16年度）より転載。

れる。

そうであるからこそ、多くの親たちは、早くから子どもの教育のために準備をするのである。もちろん、多くの資産を受け継いでいる場合や、安定して高い給与を得ている場合には必要ないかもしれない。あるいは先に見たように、そもそも子どもたちの教育のために「蓄える」という行為そのものが困難な場合もある。こうして見ると、子どもにとってもっとも大きな意味を持つ進学というライフチャンスは、当たり前のことだが、経済的に見ただけでも決して平等に与えられているのではない。

以上のような現実、貧困・低所得母子世帯の親たちを巻き込んで、さまざまなグラデーションを持ってであろうが、多くの親たちに将来に備えての貯蓄を強制させるであろう。では、現実、どれほどの親がどんな意図を持って次世代のために貯金を用意しているのだろうか。この準備状況に関して、図2は興味深い現状を教えてくれる。すなわち、「世帯年齢別に見た子どもの教育費と結婚資金の貯蓄状況」からすると、「教育費」では、世帯主が20～29歳層では44.1%が、30～39歳層では62.9%、40～49歳層では62.8%が、何らかの形で蓄えを行っている。また「結婚資金」に関しては、50～59歳層の36.2%が、60～69歳層では22.1%の親が、何らかの蓄えを準備していると回答している。なお「していない」層もかなり占めているが、余裕があって「していない」のか、「できないからしていない」のかは、ここから判断はできない。しかし、その中に、先に見たような「できないからしていない」層もあることは気にとめておくべきであろう。とくに、先に見た離婚母子世帯の世代的再生産を見たときの「結婚式を挙げなかった」カップルの多さを思い出すと、何らかの「自主的な」場合を除いては、親がわが子を「結婚」という人生最大のイベントにおいても祝うことが困難な状況にあったと推測されるのである。なお、ちなみに2004年のリクルートの「ゼクシィ結婚トレンド調査」結果（平

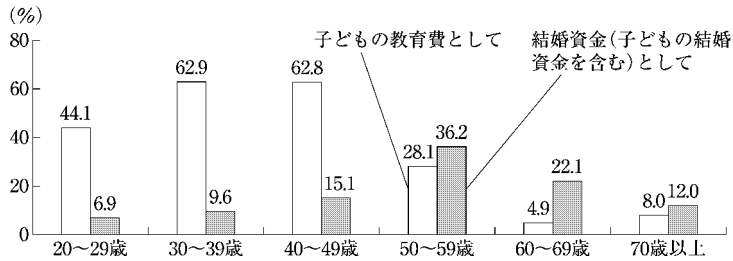


図2 世帯主年齢層別に見た子どもの教育費と結婚資金の貯蓄状況

- 注1) ①郵政総合研究所「家計における金融資産選択等に関する調査」(2002年)により作成。
 ②「あなたの世帯では、現在表に示したそれぞれの目的ごとの貯蓄がありますか。(現在、各目的の貯蓄がある場合には「有」に○を、ない場合には「無」に○をつけてください)」という問に対して「子どもの教育費として」、「結婚資金(子どもの結婚資金を含む)として」に「有」と回答した人の割合。
 ③回答者は、全国の世帯員二人以上の普通世帯(世帯主が20歳以上80歳未満)4,352人。
 2) 『ESP』2005年8月号、「国民生活白書——子育て世代の意識と生活」より転載。

成17年度『国民生活白書』)では、「読者の回答」という偏りは大きいであろうが、結婚資金に関する親や親族からの支援額はおよそ220万円となっている。またカップルの結婚式のための貯蓄総額は395万円となっている。

さらにここで注目したいのは、次の図3である。これは「子どもに対しどの程度経済的に面倒を見ても良いか」という設問に対する回答であるが、その結果に「長期化」しているという傾向が見られることである。すなわち、「高校まで(大学は奨学金やアルバイトで)」「成人するまで」など合わせてみると、1992年では42.8%であったのが、2005年では29.4%に減少し、たとえば「大学卒業、定職につくまで」では、1992年の42.8%から2005年では60.6%にもなっている。これも回答者の性格の偏りもあるかもしれないが、このような傾向が、このバブル崩壊以降の不況下で意識されているのは、他方で「家族の個人化」「個人主義の浸透」がいわれている中で興味深い。というのは、このことは、とくに経済的に見て、「本来」(仮に独立独歩の精神とすれば)の「個人主義」が確立している、その思想が徐々に家族の中に浸透しているとはいいたいからである。むしろあるのは「依存主義」とでも呼ぶものである。とくに、この図がもしも現状をほぼ反映しているとすれば、「家族資源」の大小によって子どもたちの将来が大きく左右されるだけでなく、最近の「引きこもり」などの社会問題も念頭においてみると、それがこのような親の意識とどのように関連しあっているのかは興味深い。とはいえ、このような「依存状態」がいつまで続くかは、今日の年金情勢などの不安定さを見通すと不透明である。

3 「国の教育ローン」「育英会奨学金」「福祉修学資金」利用者世帯の階層性

(1) 大学生の親の収入別階層と「国の教育ローン」「奨学金」利用者世帯の特徴

文部科学省の「学生生活調査報告」によれば、大学の昼間部学生の親の年収割合は、表4に見るように、800万円以上で51.0%を占め、それ以下で49.0%とほぼ半々となっている。一般に

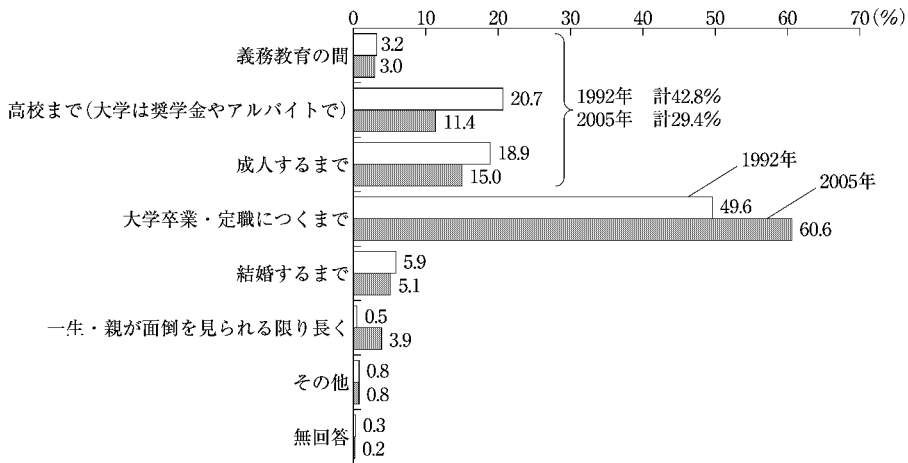


図3 子どもに対しどの程度経済的に面倒を見ても良いか

注1) ①内閣府「国民生活選好度調査」により作成。

②「親は子どもがどの程度になるまで経済的に面倒を見ても良いと思いますか。あなたの考えに一番近いものをお選びください。(〇は1つ)」という問に対する回答者の割合。

③「大学卒業・定職につくまで」は、1992年は「学生の間(大学卒業までは面倒を見る)」と回答した人の割合。2005年は、「学生の間(大学卒業までは面倒を見る)」と回答した人の割合に「定職につくまで」と回答した人の割合を加えたもの。1992年には「定職につくまで」という選択肢が設けられていない。2005年では「学生の間」と回答した人が45.2%、「定職につくまで」と回答した人が15.4%。

④「一生・親が面倒を見られる限り長く」は、1992年は「一生」と回答した人の割合。2005年は「親が面倒を見られる限り長く」と回答した人の割合。

⑤回答者は、1992年は全国の20歳以上の男女2,440人、2005年は全国の15歳以上80歳未満の男女3,670人。

2) 図2と同じ。

偏差値の高い大学や有名私立大学において、親の年収が正比例の形で上昇していくことはよく指摘されることだが、ここではそのような大学間の差異は別にして、利用者世帯の年収から見た特徴について、まず「国の教育ローン」(国民生活金融公庫)利用世帯と、いわゆる育英会(日本学生支援機構)奨学金利用学生の世帯から見ておきたい。その前に、簡単にそれぞれ制度について少し説明しておきたい。

国民生活金融公庫の「教育ローン」²¹の中心である「教育一般貸付」を利用できるのは、融資の対象となる学校に入学する学生の「保護者」で、世帯年収が給与取得者の場合には990万円以内、事業所得者では770万円以内である者となっている。対象となる学校は、外国の学校も含んで高校から大学院までであり、融資額は1人200万円以内、返済期間は10年以内、利率1.65%である。連帯保証人を持たない場合、保証料は必要だが、教育資金金融保証基金の保証を利用できる。

育英会・日本学生支援機構の奨学金²²については、無利子の「第一種奨学金」と利息付き(年利上限3%)の「第二種奨学金」(きぼう21プラン)があり、前者は高校も含み、「特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者」を対象とし、後者は「第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者」を対象としている。また、ここでは「貸与」という言葉が使われているのが大きな特徴である。以下、高校利用と大学利用とに分けて触れておく。

[高校利用の場合]：学力基準は、高校1年生において貸与を受ける場合、「中学3年の成績の平均値が3.5以上」、2、3年生では「申し込み時までの高校の成績の平均値が3.0以上」で、かつ家計基準額が、4人世帯の場合を前提にすると、給与所得者の場合で自宅通学では公立790万円、私立809万円となっている。貸与月額は、自宅通学の公立で18,000円、私立で30,000円であるが、貸与にあたっては連帯保証人（原則として父母）や保証人（連帯保証人と別生計の4親等以内の成人家族）を必要としている。

[大学利用の場合]：すでに述べたように2種類あり、予約採用の「第一種奨学金」における学力基準は、「高等学校…1年から申し込み時までの成績の平均値が3.5以上」、「第二種奨学金」では「平均水準以上」となっている。家計基準では、4人世帯を前提にすると、給与所得者で前者が916万円、後者が1,254万円となっている。在学採用でも学力基準や家計基準があるが、大きな違いはない。なお貸与月額は、平成16年度採用者で国・公立大学の自宅通学44,000円、自宅外通学50,000円、私立大学それぞれ53,000円、63,000円である。この場合、高校利用との大きな違いは、「人的保証」利用の場合は高校と同じ条件だが、これ以外に「機関保証制度」が存在することである（平成16年度採用者から）。

さて、再び表4を見ると、「国の教育ローン」では、勤労者世帯では990万円の上限がおかれている中で、600万円～1,000万円未満の収入階層（銀行から借りられる階層）の親が借りている。この点、上限が定められている限り、また相対的に低い利子率など、中間層から低所得層に対して寄与しているともいえるが、しかし同時に、この教育ローンは、さらに低い収入階層の世帯には当然「銀行」であることから、下限の問題があることを推測させる。しかし、いずれにしても、この場合の特徴は、とくに親が子どものため教育費負担を補うために借りている・利用しているという性格（「家族依存的性格」）がはっきりしていることである。

次に育英会・日本学生支援機構の奨学金についていえば、借りた学生の世帯と借る必要がない学生の世帯とでは、その年収に大きな差異があることに注目しておきたい。すなわち、「奨学金は必要ない」と回答した学生の家庭の年収割合は1,000万円以上で43.9%、800万円以上を合わせると65.9%となり、400万円未満は3.2%と少ない。他方、「奨学金を必要とし受給している」と回答した学生の世帯では、1,000万円以上で12.8%、800万円以上を合わせても

表4 「教育ローン」「奨学金」利用者世帯の年収、「奨学金必要ない」と回答した世帯の年収及び「一般学生」の世帯年収割合（2004年、2002年）

（単位：％）

	200万円未満	200～400万円	400～600万円	600～800万円	800～1000万円	1000万円以上
「国の教育ローン」利用者世帯	1.9	7.1	21.3	35.0	34.7	—
「奨学金」利用者の世帯	4.9	17.0	25.8	25.1	14.4	12.8
「奨学金必要ない」と回答した世帯	0.4	2.8	9.9	21.0	22.0	43.9
「一般学生」の世帯	2.0	8.1	16.2	22.7	19.8	31.2

注1) 「国の教育ローン」利用者世帯は、平成16年2月に利用した世帯で、うち「勤労者世帯」について集計したもの。年収上限額は990万円、この場合、学生の在学先は高校18.2%、専修・各種学校24.4%、短大6.1%、大学48.9%、その他2.5%である。国民生活金融公庫総合研究所「家計における教育費負担の実態調査」、2004年。

2) 「奨学金」利用者の世帯、「奨学金必要ない」と回答した世帯、「一般学生」の世帯とは、文部科学省による学生を対象にした調査であり、かつこの場合は、「大学・昼間部」の学生の親の年収である。文部科学省「平成14年度学生生活調査」結果の概要による。

27.2%と大きな差があり、さらに400万円未満が21.9%を占めていることは見ておくべきであろう。先に見た「学力基準」の制限を除けば、その限りでは、この奨学金制度も、一般に低所得世帯に貢献している制度であることは確認できる。

だがいずれにしても、名称は「奨学金」でも「ローン」であるという性格を免れているわけではない。そしてそれは、親がその返還をしようと、あるいは利用した学生が就職後に返還しようと同じである。しかし、返還する「必要のある家族とない家族」、社会人となった後に返還の「必要のある社会人と必要のない社会人」では大きな差異（負担の有無）が生まれてくるのは事実であろう。その点では、このような「教育ローン」「学生ローン」は、一面では修学を保障する重要な手段であるものの、他面ではその後の人生にローンの有無の「不平等」（蓄積条件の差異）がもたらされるという性格を免れないものであることがわかる。とくにそれは、高校段階での利用者で、高卒後すぐに働かざるを得ない者にとって、返還額はそれほどは思われない額であっても、彼ら・彼女らの給与が相対的に低いだけに容易ではないことは、これから指摘する通りである。

(2) 「福祉修学資金」利用者世帯の階層性

さて、これまで教育関係者の側からはほとんど注目されてこなかった福祉サイドが提供している「修学資金」（「貸与」とは呼ばれない）について、生活福祉資金貸付制度、及び母子及び寡婦福祉資金貸付制度の現状から、どのような収入階層の人々が借り入れしているのかを見ておこう。この場合、まず指摘しておきたいのは、先に触れたように、両制度ともに利用する場合、まず「他制度活用（育英会奨学金）」の優先が、手続き上からも指導されていること、それにもかかわらず、他に利用する手だてがない場合、あるいはたとえば育英会奨学金を借りていてもさらに不足する場合、これらが利用されるということである。また、いうまでもなく母子及び寡婦福祉資金においては、その家族形態の条件は満たさねばならない。以下、簡単に、その内容を説明しておこう。

生活福祉資金貸付²³は都道府県社会福祉協議会などが中心となって運営され、その対象は、「資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの（以下「低所得世帯」という）とされ、「おおむね市町村民税非課税程度」とされている。しかし、一般的には地域の消費生活水準格差などを考慮し、各都道府県の実態に即して弾力的な運営が図られているようである。また「その他公的資金借受者の場合」でも、「特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、……貸付対象とすることができる」となっており、そこには「生活保護受給者の場合」も含まれている。

具体的な数字で見ると、修学費は高校で月35,000円以内、大学で60,000円以内となっており、この他に就学支度資金が500,000円以内となっている。償還期限は20年以内で無利子である。ただしこの制度においては、借入申し込み時において、「地域の民生委員又は民生委員協議会を通じ」なければならず、加えて申請者以外に連帯保証人を立てる必要がある点において、先に見た「奨学金」や「国の教育ローン」と大きな違いがある。なお次いでに触れておくと、修学資金の場合、「就学する者が、連帯債務を負担する借受人（以下「連帯借受人」という）として加わらなければならない。ただし、当該者が借受人となった場合は、生計中心者が、連帯

借受人として加わらなければならない」。またその特徴は、民生委員の介入を必要とし、民生委員は「調査書」の作成をしなければならず、借受申込者の家庭の状況、連帯保証人の状況などを記入することとなっていることから、利用者はその条件を受け入れなければならない点である。

次に母子及び寡婦福祉法に基づく修学資金貸付²⁴を見ておくと、同法は「都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる」として、「配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金」(13条)をあげている。具体的には、母子及び寡婦福祉基金施行令によれば、事情による違いはあるが、高校においては月額45,000円、大学では81,000円となっている。また就学支度金では高校で100,000円、大学で380,000円などとなっている。なお返還期間は20年で無利子である。この場合も、生活福祉資金制度と同じく、連帯保証人を立てなければならない。しかし、生活福祉資金との対比でいえば、これは各市町村の福祉事務所で運営され、民生委員の調書作成は必要ないという点で異なっている。

さて、表5を見ると、生活福祉資金は、生活保護世帯を44.1%も含み、300～500万円の階層が40.2%ともっとも大きいシェアを占めているが、ほとんどが500万円以下の階層となっている。これは先にも見た上限が「おおむね市町村民税非課税」水準、あるいは生活保護基準の130、140%のように定められていることによる。だが注目しておきたいのは、ここではとくに高校段階での利用である。それは、大学段階利用よりいくぶん低所得世帯が多いということだけでなく、育英会の学力基準「3.5」の壁に跳ね返されている子どもの世帯による利用がかなり占めていることと関連している。すなわち、一部の返還困難層を高校中退などによって生み出す可能性が相対的に高いこと、仮に就職が決まっても高卒の賃金水準と雇用形態などによって、その後の返還が「自立生活」に少なくない影響を与えるからである(それゆえ、たとえば文字通りパラサイトしないと生活できないなどの事態も生まれる)。

これに対して、母子及び寡婦福祉資金における修学資金利用世帯は、生活福祉資金利用世帯より、さらに低所得世帯の比率が高い傾向がある。これは先にも見た母子世帯の年収水準から

表5 「生活福祉資金」「母子及び寡婦福祉資金」利用世帯年収(2002年, 2005年)

(単位: %)

	生活保護 受給世帯	200万円 未満	200～ 300万円	300～ 500万円	500万円 以上
生活福祉資金 (大学段階)	9.4	26.7	20.3	40.2	9.8
利用世帯 (高校段階)	44.1	32.9	26.6	36.4	4.2
母子及び寡婦福祉 (大学段階)	15.1	49.1	29.2	15.5	6.2
資金利用世帯 (高校段階)	36.6	57.7	26.4	10.8	5.2

注1) 生活福祉資金利用における「大学段階」とは短大や専門学校、大学を含み、「高校段階」とは高校及び高専での利用を含んでいる。この区分は、「修学資金を利用し始めた時期」(2002年)に申請書の集計をしていること、及び高専利用は数としては少ないことによる。北海道社会福祉協議会『生活福祉資金修学資金貸付効果調査報告書』, 2004年。

2) 母子及び寡婦福祉資金利用者世帯における「生活保護」受給割合は、2003年度申請書類のの数値。世帯収入は、2005年時点での申請者(母親)世帯のアンケートによる税込み収入を表している。鳥山まどか・岩田美香『母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査結果』, 2005年。

も理解されるであろう。ここでも生活保護受給世帯は高校段階で36.6%と多くを占め、200万円未満で57.7%と半分以上を占めている。上記の生活福祉資金の場合と同様に、高卒後すぐに就職するような場合であれば、上記と同じ状況を生み出す可能性は高い。生活福祉資金とともに、無利子で20年以内の返還は悪くない条件であるとしても、大学まで進学し、以下に指摘するように、複数の「ローン」の利用を余儀なくされることは、合計では相当の額に達し、「奨学金を必要としない」世帯の子どもと比較すれば、利用後も大きなハンディを背負うことになるのは明らかであろう。

4 福祉資金貸付利用者世帯の分析から見る特徴

(1) 複数の借入と「家族主義」

さて、ここでは現在進行形で分析が進みつつある「福祉貸付資金制度の効果と課題に関する研究」(厚生労働省科学研究費・政策科学推進研究事業H16-政策-004)、及びすでに報告書として公表している北海道社会福祉協議会『生活福祉資金・修学資金貸付効果調査報告書』(2004年)から、修学資金利用者の特徴を浮き彫りにしていこう。対象は北海道に限定されているので多少の問題はあるかもしれないが、他に分析がまったくないので、この結果を利用する。まず注目したいのは、かなりの母子世帯が複数の借入(ローン)を利用していることであろう。たとえば表6は、「母子及び寡婦福祉資金以外の借入を利用したか」(複数利用)に関する回答だが、「利用した」は札幌市の「高校等利用者」で33.0%、「大学等利用者」で31.4%、道内の「高校等利用者」で22.9%、「大学等利用者」で46.5%となっている。この多くは育英会奨学金ないし「国の教育ローン」だが、合計すれば、相当の額になるはずである。だがそのことはともかく、ここで強調しなければならないのは、このように、複数の「ローン」をたとえ無利息でも、まさに「家族ぐるみ」で借りなければ、やっていけない階層が存在しているという事実である。

しかも、連帯保証人は、場合によっては複数必要となる場合もあることも予測される。実際、「機関保障制度」を利用できなければそうすることを余儀なくされるであろう。だから、そこでは、本来的には個人が責任を負えばいい事であるにもかかわらず、必ずある種のスティグマが親や子どもに付きまとう可能性が高く、それゆえに強いストレスも伴うものとなる。また、育英会奨学金であれば、多くの場合、学校を通じて手続きが進んでいくのだが、福祉貸付制度においては、とくに親が申請する行為を通じて借りるのが大半であることから、親が意識的に子

表6 母子及び寡婦福祉資金以外の借入を利用したか

(単位：%)

	札幌市		北海道	
	高校等利用者	大学等利用者	高校等利用者	大学等利用者
利用した	31 (33.0)	50 (31.4)	55 (22.9)	60 (46.5)
利用しなかった	59 (62.8)	99 (62.2)	172 (71.7)	62 (48.1)
無回答	4 (4.3)	10 (6.3)	13 (5.4)	7 (5.4)
計	94 (100.0)	159 (100.0)	240 (100.0)	129 (100.0)

注) 『母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査結果』2005年、より作成。

どもと話し合わない限り、子どもの返還意識も弱いものになる可能性がある。

しかも、生活保護受給の場合とも似て、生活福祉資金においては、先に触れたように、民生委員を介在させること、母子福祉資金においては福祉事務所における職員との手続き上のやりとりなど、多くの場面で「いやな思い」もすることが多いのも大きな特徴であろう。ここでは、連帯保証人の問題、及び民生委員の介在に関する意見を少し紹介しておきたい。

- ・母親に親・兄弟がいなかったので連帯保証人を頼むのが大変だった（道内・高校等利用者）
- ・今の時代、保証人をお願いする人を探すのが非常に難しいし、相手の家庭に対してもかなりご迷惑をかけてしまうことになった。子どもにも精神的な負担をかけることになってしまった（札幌市・高校等利用者）
- ・今、連帯保証人を受けないことが常識となっているが、お願いすることは大変で毎年手続きをするとき、胃の痛む強いストレスを感じました。でもこの貸付のおかげで大学に進学させることができました。子どものためなら、どんなことでもしようと思うので耐えられたと思います。もう1回、子どもの進学があります。母子関係への支援ならもっと考えたものにしてほしいと思います（札幌市・大学等利用者）
- ・保証人をお願いすることに大変苦労した。今の世の中で本当に抵抗もあり、相手も不安だったと思うと、心苦しく思いました（札幌市・大学等利用者）
- ・連帯保証人になっていただける方が一人しかいなく、その方がリストラされ、次の保証人を探すのに大変苦労しました。職業を持たなくても信頼できるならそれでいいのでは。経済的に頼る人がいないから、この制度を利用しているのではないのでしょうか（札幌市・大学等利用者）
- ・借入れの時、借入金返済の時、住所変更の時、その都度一度も会ったことのない、面識のなかった民生委員の方に確認してもらい、証明をもらわなければなりません。事情を説明し証明してもらいます。どうして民生委員さんの証明が必要なのでしょう（生活福祉金・連帯借受人）
- ・半年ごと（もしくは1年）に民生委員さんに返済状況が連絡されるようですが、生活状況があまりに見られているようで気分的によくない（生活福祉資金・連帯借受人）
- ・（子どもに資金を利用することについて）説明しなかった。（子どもが）引け目を感じるかと思って。（資金を利用する偏見のようなものを）自分が感じてしまう。民生委員さんなどに知られることが恥ずかしい。だから滞納は絶対できなかった。民生委員は知らない人ならいいのだが、今まで近所づきあいがあった仲なので。育英会の奨学金は恥ずかしいとは感じない（生活福祉資金・連帯借受人）
- ・この制度はまったく知りませんでした。失業してお金がなく、役所にお金を借りに行ったら民生委員さんと出会い、この制度のことを教えてもらいました（生活福祉資金・連帯借受人）

保証人の多くは、親の親（祖父母）あるいは兄弟姉妹であったりするのだが、そのこと自体がある種の「家族主義」²⁵の利用を意味しているといえるし、とくに生活保護受給世帯にあっては、その親戚もまた一般に経済的に脆弱である場合も多く、そのことがやがてしばしば滞納から返還猶予、そして免除へと結果することもある²⁶。また、民生委員との関係では、地域社会に

において「知られる」ことの危うさに関する不安もよくうかがえる。

(2) 返還にみる親の責任意識の遂行の現実と利用への「感謝」

引き続き、表7から見ておきたい事実は、「高校等利用者」については、札幌市も道内においても、「返還している」人の割合は回答者である母親が70～80%の割合を占めていること、また「大学等利用者」でも50%を越えていることである。なお、札幌市と道内を比較すると、相対的には道内の方が「高校等利用者」も「大学等利用者」も親が返還している割合が高い傾向にある。ここからいえるのは、一般的に低所得層として位置づけられることの多い母子世帯層においても、教育費として消費するのは子どもだが、「ローン」として返還することになお親の大半が関わっているという、教育費負担をめぐる「家族依存的性格」である。この点、育英会の奨学金において誰がどのように返還しているかは不明であるが、ともかく当事者個人に貸し付けて当事者が返すのがいわゆる「学生ローン」であるはずなのに、この場合のそれは親が借りて親が返すという特徴が見て取れる。しかも、貧困・低所得層においてもこの性格が強く貫徹しているのである。だが、その返還も、容易ではない現実がやがてやってくるのは必然的でもある。

- ・修学資金と就学支度資金の両方を借り入れたため、返済額が月額18,611円となります。私には高額です。月々の収入の1割以上となりますので、できることなら、長期間になりますが、もう少し支払いやすい金額にさせていただけるとありがたいと思います（札幌市・高校等利用者）
- ・自分も子どもも収入が少なく、どう返済していけばいいのか悩んでいます。子どもの給料だって10万円以下で、生活するだけでも大変なのに……どうしていいのか（札幌市・高校等利用者）
- ・返済が遅れていることに対して、大変申し訳ないと思いつつも、毎日の生活に追われ、滞納しています。一度、区役所に相談したところ、子どもにも協力してもらいなさいといわれましたが、子どもは子どもで育英会の返済をしているので、なかなか協力して欲しいとはいえません（札幌市・高校等利用者）
- ・据え置き期間を1年にして欲しいです。子どもが少ない給料で自活するのは大変です。卒業に出費、就職のために出費、アパートを借りたりするために出費。卒業し、就職する年は出

表7 返済中の返済者の性格（複数回答）

（単位：％）

	札幌市		北海道	
	高校等利用者	大学等利用者	高校等利用者	大学等利用者
子ども本人	18 (31.0)	63 (58.3)	59 (37.3)	39 (44.3)
母親	46 (79.3)	60 (55.6)	109 (69.9)	56 (63.6)
子どもの祖父母	2 (3.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.1)
他の連帯保証人	1 (1.7)	0 (0.0)	1 (0.6)	0 (0.0)
その他	1 (1.7)	0 (0.0)	1 (0.6)	0 (0.0)
(回答者数)	(58人)	(108人)	(156人)	(88人)

注)表6と同じ。

費が多いため、心身ともへトへトになりました。その年すぐに返済するのは大変です（札幌市・大学等利用者）

- ・私は、子供が4人いまして、4人目は現在小学6年生です。上の子達3人がお世話になりました、大変ありがたく思っています。ただ、いま現在、私の仕事が急にリストラになり失業中で、子ども達も安定職に就かず数か月分滞納しており、迷惑をかけていますが、次回の扶養手当等でお支払いを済ませたく思っております（札幌市・大学等利用者）

なおここで、生活福祉資金の利用世帯も1事例だけだが、参考に紹介しておきたい。

[借入内容：長女の高校進学に伴う就学支度費用・修学費。借入時の状況：3人世帯で父+母+長女の構成で、長女借受人で父が連帯借受人。なお、父親は傷病のため無職で生活保護受給。面接相手：連帯借受人。長女はすでに自立し、転出]

結婚前の仕事先での事故で椎間板を悪くした。子どもが小学生の頃に生活保護を受けた。動かさないと痛みがなくなるので受給をやめて仕事をするが、また痛くなって受給するという繰り返しだった。子どもが中1くらいまでは進学についてはあまり考えていなかったが、中2、中3と学校にかかる費用がかさみ、長女の成績も良かったので進路を考えなくてはいけないと思ったが、準備はできなかった。

子どもに財産を残してやることはできないが、教育という形での「財産」は残してやれると考えていた。資格を取れる方向に進むことを勧めた。推薦で高校が決まってから資金について人から聞き、申し込みに行った。窓口の対応が非常に悪く見下した態度を取られ、生活保護を受けている人には保証人をつけないと貸せないといわれた。最終的には保証人なしで借りることができた。

借りると決めた当初から、親の方で返済すると決め、妻とも話し合っていた。長女に資金を借りることを改めていうことはしなかった。資金で学校にかかる費用の70%をくらい補うことができたが、80%くらい補うことができれば助かった。ほかにも返済の必要のない月数千円の奨学金を利用できた。長女は高校での成績もよく、さまざまな資格を取得していた。

大学に進学させても良いと考え、もう一度資金を借りるつもりでいたが、長女は自分で就職活動をし、就職先を決めてきた（常勤・正社員）。はじめは同居していたが、その間に自立するための資金を自分で用意して、1年後に家を出た。

収入は生活保護で月に11万円強。はじめに公共料金などを引いてしまってから、食費、服飾費と決めていかないとやっていけない。椎間板は現在も注射を打たないといけない状態。長女は最初の職場に現在も勤めている。

支払いは毎月7千円強だが、大きな負担を感じる。しかし、そのおかげで長女の現在があるのだからと思っている。自分で散髪をしたり下着を自分でつくろったり、というやりくりをしながら順調に返済をしてきた。返済の通知は長女に渡していない。返済が終わった後も生活が楽になる見込みはない。年齢が上がると生活保護の給付が下がるから。

とはいえ、生活福祉資金にせよ、母子および寡婦福祉資金にせよ、貧困・低所得の状況にある家族にとって、福祉資金の持つ意義は少なくない。それらは、たとえば以下のような「感謝」となって表現されている。

- ・無利子で、卒業後本人が支払っていきける、という母子世帯にとってありがたい制度を知ったおかげで進学できました。本人の努力によって就職後返済を続けています（札幌市・高校等利用者）
 - ・どうしても母親だけの収入だけでは、子どもの進学は無理です。このような制度があるおかげで、息子も好きな自動車の勉強が心おきなくやれている様子です。ほんとに助かりました（札幌市・高校等利用者）
 - ・この制度があって本当に助かりました。子どもが学校に行けて就職できたのも福祉資金のおかげと感謝しております。ありがとうございました（札幌市・大学等利用者）
 - ・借入できないときは、進学させないつもりでしたので、とても感謝しています。ありがとうございました。（札幌市・大学等利用者）
 - ・子供に学校に行きたいといわれた時、この収入で返済のことや利息のことが心配でしたが、この制度のおかげで学校に行かせられましたので、大変ありがたく思いました。（札幌市・大学等利用者）
- ・2ヶ月に一度、借入金受け取りのため役場窓口に印鑑持参で行く際、顔見知りの職員の方々が多く、大変恥ずかしいような何ともいえない気持ちでいっぱいでした。対応は大変親切であったのですが、親の気持ちとしての力のないことに悲しかった……でも、子どもの将来を何と考えなくてはと、強い思いで利用させて頂きました。結果的に大変よかったと考えています（生活福祉資金・連帯借受人）

5 日本の教育費負担に見る「家族依存」の国際的特異性 ― おわりにかえて ―

以上から見えてくるのは、これまでしばしば教育費負担の根拠づけとして使われてきた表現に、いわゆる「受益者負担」という言葉があるが、しかしそれは、かなり限定付きのものとして理解されねばならないということである。

すなわち、わが国の教育費負担に「受益者負担」の考え方を適用したとしても、また直接「利益」を受けるのは学生など当事者であるにしても、実態はこれまで見てきたように、むしろ「受益世帯負担」あるいは「受益家族負担」とでも呼ぶべき性格が強く、たとえば北欧諸国の教育費負担における、授業料などの全額公費負担と生活費における「学生の個人ローン」としての私費負担のような性格はほとんど見られない。その背後には、日本においては、たとえば高等教育とくに大学教育だけに絞ってみても、先に見たように、文部科学省の調査でも、奨学金は「必要ない」（49.7%）が約半分を占め、受給者は31.2%という状況の中で、しかも学生の平均収入の約7割が親からの「給付」（親負担）であるという現実が横たわっている。つまり、圧倒的に教育費の「家族依存」システムに支えられて高等教育が存立し、その影響がまた「国の教育ローン」「福祉資金貸付修学資金」に見る「家族主義の貫徹」とでもいべき状況を生み出しているとも考えられるからでもある。このような「慣行」自体に、教育費負担の「大変さ」が一般に嘆かれても、そのことがなかなか「社会問題」化しない、一つの要因が含まれているのかもしれない。

本来的には、本報告は、それはなぜか、そこにどんな構造が横たわっているかを問うために始めたのだが、これに完全に答えることは現時点では難しい。しかし、ここでは、とりあえず、

さまざまな教育指標を国際的に比較している OECD のデータから改めて検討してみると、以下のような日本の特徴が際立ってくる²⁷。

すなわち、表 8 から見ると、①すべての教育段階における学校教育費の「公私負担区分割合」では、北欧諸国がほとんど公財政によってまかなわれているのに対して、イギリス・カナダ・アメリカのグループと日本・韓国においては、私費負担割合が高く、とくに日本・アメリカ・韓国で高い。②なかでも、高等教育費はさらにはっきりと違いを見せ（この場合は、その国の私立大学の比率などに見る歴史的経緯の影響は大きいであろう）、韓国・アメリカ・日本などにおいては、とくに私費負担が半分を大きく越えて占め、公財政支出を大きく上回っている。③また GDP に占める全教育段階の公財政支出割合では、日本は最低の 3.6% であり、アメリカの 5.6% や、韓国の 5.3% よりも低い。④以上のことは、性格はやや異なるが、いわゆる公的な社会サービス支出の GDP にしめる割合で見ても同じであり、北欧、大陸ヨーロッパ諸国が高い傾向を持つものに対して、やや低いのがアングロサクソン系諸国、そして南ヨーロッパ諸国、もっとも低いのが日本・韓国であり、なかでも韓国は極端に低い。なおこの場合、偶然でもあろうが、日本が 14.7%、アメリカが 14.6% と、両者ともにきわめて似通った低い数値を見せていることは興味深い。

ところで、このような構造が世界でももっとも発達した市場経済の国で形成されていることは、人々の生活や子どもの教育が、実は家族主義が強ければ強いほど、階層的性格を持った家族によって大きく左右されやすいということでもある。なぜならそこでは、市場主義と家族主義は連繋し、人々の生活を左右するからである。その点では、すでに指摘したように、「現代社

表 8 教育指標（公私負担割合）の国際比較（2001 年）

	学校教育費の公私負担区分割合		高等教育費の公私負担区分割合		DP に占める公財政支出（全教育段階）割合	GDP に占める公的社會支出割合（1998 年）
	公財政	私費	公財政	私費		
スウェーデン	96.8	3.2	87.7	12.3	7.3	31.0
デンマーク	96.1	3.9	97.8	2.2	8.5	29.8
フィンランド	97.8	2.2	96.5	3.5	6.2	26.5
フランス	92.0	8.0	85.6	14.4	5.7	28.8
ドイツ	81.4	18.6	91.3	8.7	4.6	27.3
オーストリア	94.4	5.6	94.6	5.4	5.8	26.8
イギリス	84.7	15.3	71.0	29.0	4.7	24.7
カナダ	78.2	21.8	58.6	41.4	5.2	18.0
アメリカ	69.2	30.8	34.0	66.0	5.6	14.6
イタリア	90.7	9.3	77.8	22.2	5.0	25.1
スペイン	87.8	12.2	75.5	24.5	4.4	19.7
ポルトガル	98.5	1.5	92.3	7.7	5.9	18.2
日本	75.0	25.0	43.1	56.9	3.6	14.7
韓国	57.1	42.9	15.9	84.1	4.9	5.9
OECD 平均	87.8	12.2	78.2	21.8	5.3	21.0

注) 文部科学省『教育指標の国際比較』（平成 17 年版）及び 1980-1998: 20years of Social Expenditure-The OECD Database より作成。

会は、一面では『能力主義社会』であることには間違いはないが、他面では（本質的に）資源の不平等性を持つ家族制度をなお社会の基盤に抱え込むことによって成り立つ社会システム、結果として貧困や排除された人々にとっては『機会の平等』さえも実質的には保障されないような階層社会の限界を露呈させている社会²⁸であり、現段階は、そのことがさらに強化されようとしている局面にあると見ていい。だが、教育社会学だけでなく、教育行財政論などの領域においても、管見の限り、この課題にまともに向かっているものはなく、またその問題意識もなお弱いように見える。また、本稿のような、奨学金に関する研究を眺めても、とくに階層的視点を基本に据えている分析はほとんど見ない。

なぜそうなのか。ここではその理由についても、ほとんど確証的なことは何もいえないが、学歴論などには階級・階層的性格を帯びた家族の視点を取り入れられてきたとしても、とくに教育権や学習権が教育財政あるいは家庭経済と関連させて論じられることが弱いまま推移してきたこと、あるいはまた、筆者が別のテーマで議論として提出したように、研究者の考える問題認識（関心）と普通の人々が考える問題認識（関心）などに大きなズレが横たわっていても、そのことに気づかないままに²⁹、教育問題研究が進められてきたことの結果かもしれない。たとえば、子どもたち、あるいは若者の教育権の保障などが一般論としては論じられてきたにしても、それが「家族」という社会の最小単位を基礎にして実際は保障されていることを重視し、そこにきわめて根深く根付いた「家族主義」と関連させて「問題」を問いかける姿勢がなかったのではないか。また、高度成長と共に上昇した高校進学率や大学進学率の上昇という大衆化現象に目を奪われ、「問題」が忘れられていたのかもしれない。

だが、ここにいたって、今後どう展開するかを図4で考えてみると、予測そのものは容易ではないにしても、今しなければならぬことの一つは、繰り返すが、家族主義とは実は市場主義とリンクして格差を大きくするシステムである以上、市場経済の浸透だけを非難しても、子どもたちの発達の平等や教育保障の公正さといったことは実現が困難であろうということである。今まさにしなければならぬのは、Making Invisible Familialism Visibleということではないか³⁰。その意味で、比較福祉国家論のリーダーであるエスピン・アンデルセンのいう「脱家族化」というキーワードは、とくに教育費負担の点で議論にはならないのだろうか。これらは、われわれのいう教育福祉論の課題だけでなく、さらに大きくは教育社会学や教育行財政学などの解かねばならない課題であろう。

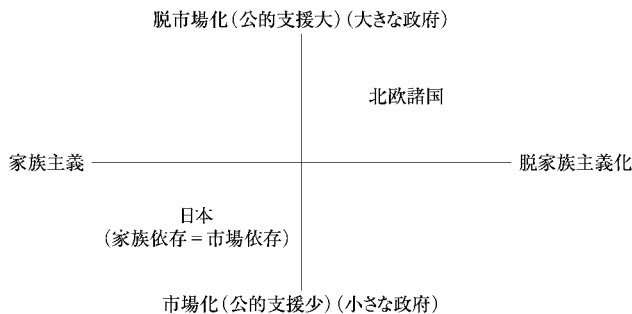


図4 比較「教育・福祉」国家類型

注) 青木作成

[注・文献]

- 1) 青木紀「二極化する家族——分化する子どもの生活——」(日本子どもを守る会編『子ども白書・2005』草土文化), 2005年.
- 2) 久富善之『現代教育の社会過程分析』労働旬報社, 1985年.
- 3) 本田由紀『「非教育ママ」たちの所在』(本田由紀編『女性の就業と親子関係——母親たちの階層戦略——』勁草書房, 2004年.
- 4) 荻谷剛彦『階層化日本と教育危機——不平等再生産から意欲格差社会へ——』有信堂, 2001年.
- 5) 山田昌弘『希望格差社会——「負け組」の絶望感が日本を引き裂く——』筑摩書房, 2004年.
- 6) NHK, 2005年4月2日放送「NHKスペシャル:格差社会」.
- 7) Bourdieu, P. (1986). The Form of Capital. In Richardson, G. (ed.). Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education. Greenwood. P. ブルデュー, J. C. パスロン, 石井洋二郎監訳『遺産相続者たち』藤原書店, 1997年. なお原著出版は1964年.
- 8) 北海道民生委員児童委員連盟と北海道子どもの生活環境研究会で2001年5月に実施した. そのうち「子ども調査」は小5, 中2を対象に, 道内6市町で行われ, 967票を回収した(回収率82.7%). 「保護者調査」は, それとは別の6市町を対象に行い, 1023票を回収した(回収率73.3%). 詳細は北海道民生委員児童委員連盟『子どもの未来を創る基本調査報告書』, 2002年, 参照.
- 9) 内閣府『高齢者の生活と意識に関する国際比較調査』(2001年)によれば, 日本は韓国とともに子どもとの同居率は, アメリカ, ドイツ, スウェーデンに比較して, かなり高い. しかし, 「別居している場合の子どもとの接触」は弱く, 「近所の人たちとの交流」では, 「ほとんど毎日」が日本21.0%, アメリカ29.2%, 韓国58.9%, ドイツ33.4%, スウェーデン32.5%であり, また「ほとんどない」は日本25.5%, アメリカ25.0%, 韓国14.5%, ドイツ19.7%, スウェーデン21.1%となっている. 同居形態を除いては, 親子関係は薄く, 近隣との関係も希薄である.
- 10) 青木紀他「現代社会の子育てと社会階層——北海道子どもの生活環境調査から——」『教育福祉研究』第2号, 1993年. また, 同じデータを加工してわかりやすくして掲載した, 青木紀「貧困の世代的再生産—教育との関連で考える」(庄司洋子他編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣)1997年, など参照.
- 11) 西田芳正「遊びと不平等の再生産——限定されたライフスタイルとトランジション——」(部落解放・人権研究所編『排除される若者たち——フリーターと不平等の再生産』解放出版社)2005年. そこでは親の子どもへのコントロールの機能不全が語られている.
- 12) 小西祐馬「貧困と子ども」(青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困——生活保護受給母子世帯の現実』明石書店)2003年.
- 13) このような曖昧な設問表現になったのは, 回答する子どもたちの年齢を考慮したことと, アンケート作成過程において「収入」「職業」という項目をいれるかどうかという, 難しい議論があったことによる.
- 14) 鈴木佳代「社会的不平等と10代の性」(『前掲書』注12と同じ).
- 15) 厚生労働省「平成15年度全国母子世帯等調査結果報告」, 2005年.
- 16) 北海道民生委員児童委員連盟『ひとり親(父と子・母と子の家庭)の生活と意識に関する調査報告書』, 2004年.
- 17) 青木紀「貧困の世代的再生産の構造(2)——B市における実態——」『本誌』第89号, 2003年. 杉村宏「生活困難母子世帯の調査結果と自立支援の課題」(厚生労働省科学研究費・政策科学推進研究事業・総合研究報告書『貧困の世代間再生産の緩和・解消のための支援に関する基礎的研究』, 2005年), 後者は東京の下町を対象に実施した調査結果を含んでいる.
- 18) 青木紀他「高齢者一人暮らし世帯の貧困——貧困の世代的再生産の視点から——」『教育福祉研究』第10(2)号, 2004年. 佐々木宏他「調査ノート:北海道A町における高齢者一人暮らし世帯の貧困」『教育福祉研究』第11号, 2005年.
- 19) 青木紀「調査ノート:貧困の世代的再生産の構造(1)——北海道における離婚母子世帯の分析——」『教育福祉研究』第6号, 2000年.
- 20) 文部科学省『データから見る日本の教育』, 2004年.

- 21) 国民生活金融公庫「教育一般貸付」, <http://kokukin.go.jp/kyouiku/ippan/index.html>
- 22) 独立行政法人・日本学生支援機構「奨学金貸与事業」, <http://www3.jasso.go.jp/education/syougaku/index.html>
- 23) 生活福祉資金貸付制度研究会編『平成16年度版生活福祉資金の手引き』筒井書房, 2004年.
- 24) 「母子及び寡婦福祉法」「母子及び寡婦福祉法施行令」, <http://www.hourei.mhlw.go.jp>
- 25) ここでいう「家族主義」は、さしあたってエスピン・アンデルセンのいうような、「家族主義なシステムとは……家庭こそが家族の福祉の責任を第一に負わねばならないと公共政策が想定（むしろ主張）するようなシステムのことであり」という意味で使っている。G. エスピン・アンデルセン、渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店, 2000年。なお原著出版は1999年.
- 26) 筆者は先に次のように述べておいた。「現在北海道社会福祉協議会運営委員会の一員であるが、委員会における償還困難に伴う免除の審議の際にたいてい目にするのは、連帯保証人もまた生活保護受給者であったり、行方不明者であったりする事実である。それは多くの場合、親族関係あるいは友人関係の中で連帯保証人を頼まざるを得ない現実が、その後ある必然性を持って破綻したにすぎないともいえる」（青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困』明石書店）, 27頁.
- 27) この点については、たとえば、矢野裕敏「教育システムの国際比較—福祉国家における教育戦略の展開に注目して」（埋橋孝文編『比較の中の福祉国家』ミネルヴァ書房）2003年、また中澤渉「日本における教育財政支出の問題点—福祉レジーム論をてがかりにして」『日本教育行政学会年報・教育行政の社会的基礎』第30号, 2004年, など参照.
- 28) 青木紀「貧困の世代的再生産の視点」（青木紀編著『前掲書』）15頁.
- 29) テーマは違うが、いわゆる貧困観に関わって、このような問題意識を試論的に展開した青木紀「現代日本の『貧困観』に関する研究準備ノート」『教育福祉研究』第11号, 2005年, 参照.
- 30) 青木紀「貧困, 不平等, 社会的公正—「見えない貧困」を見えるように—」（日米シンポジウム）『教育福祉研究』第10(1)号, 2004年, 参照.